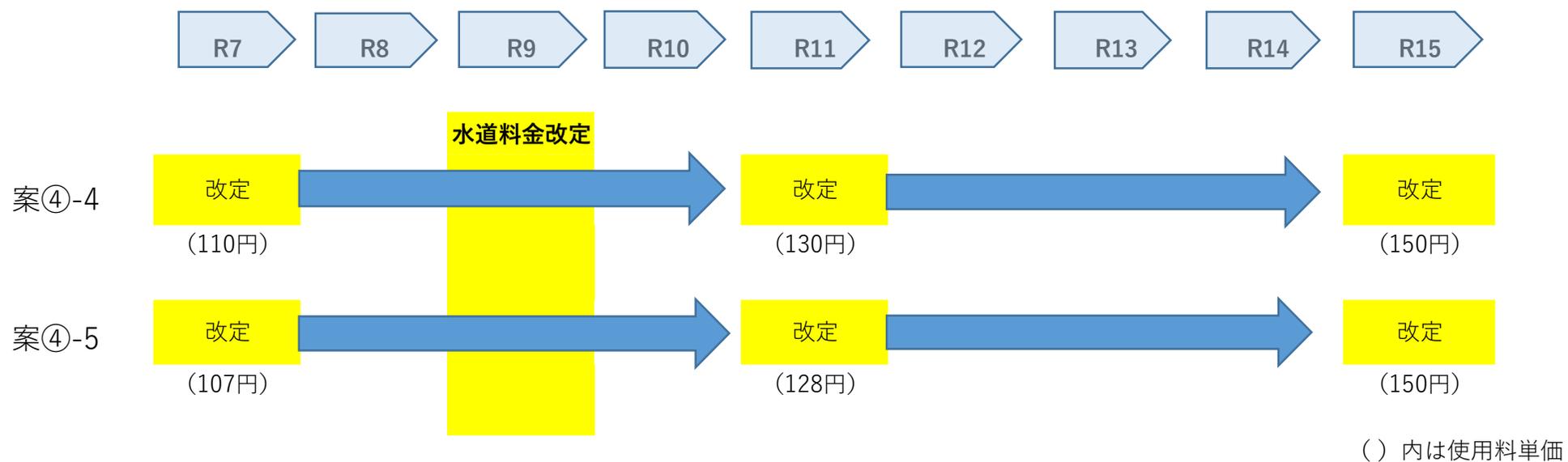


下水道使用料の改定について

目 次

- ① 前回のまとめ P. 1
- ② 改定毎の使用料体系案の比較 P. 2
- ③ 下水道使用料金表 P. 3
- ④ 他自治体の比較 P. 4

下水道使用料改定予定



1. 基本使用料は980円（案4）で3回の改定とする。
2. 案④-4は使用料単価を110円、130円、150円とする。
3. 案④-5は現行の使用料単価85円を150円にするためには65円値上げする必要があるため、
65円を3回で割った金額を使用料単価に上乗せする。（使用料単価は107円、128円、150円）

改定毎の使用料体系案の比較（税抜）

固定費30%（基本使用料980円は改定毎に増加）

（単位：円）

案④	使用料単価	基本使用料 （1か月）	従量料金（1か月）						
			1㎡超～ 5㎡以下	5㎡超～ 10㎡以下	10㎡超～ 20㎡以下	20㎡超～ 40㎡以下	40㎡超～ 100㎡以下	100㎡超～ 500㎡以下	500㎡超
現行	85円	428	0	60	78	97	117	145	184
案④-4	110円（改定1）	110円	610	42	62	81	101	122	151
	130円（改定2）	130円	800	47	70	91	113	136	169
	150円（改定3）	150円	980	52	78	101	126	151	188
案④-5	107円（改定1）	107円	500	44	65	85	106	128	158
	128円（改定2）	128円	750	47	71	92	114	138	171
	150円（改定3）	150円	980	52	78	101	126	151	188

使用水量別・1か月使用時の使用料（税込）

（単位：円）

		使用水量 使用料単価	5㎡	10㎡	20㎡	30㎡	50㎡	100㎡	500㎡
現行		85円	470	800	1,650	2,720	5,070	11,510	75,310
案④-4	110円（改定1）	110円	902 (+432)	1,243 (+443)	2,134 (+484)	3,245 (+525)	5,698 (+628)	12,408 (+898)	78,848 (+3,538)
	130円（改定2）	130円	1,138 (+668)	1,523 (+723)	2,524 (+874)	3,767 (+1,047)	6,506 (+1,436)	13,986 (+2,476)	88,346 (+13,036)
	150円（改定3）	150円	1,364 (+894)	1,793 (+993)	2,904 (+1,254)	4,290 (+1,570)	7,337 (+2,267)	15,642 (+4,132)	98,362 (+23,052)
案④-5	107円（改定1）	107円	792 (+322)	1,149 (+349)	2,084 (+434)	3,250 (+530)	5,824 (+754)	12,864 (+1,354)	82,384 (+7,074)
	128円（改定2）	128円	1,083 (+613)	1,474 (+674)	2,486 (+836)	3,740 (+1,020)	6,512 (+1,442)	14,102 (+2,592)	89,342 (+14,032)
	150円（改定3）	150円	1,364 (+894)	1,793 (+993)	2,904 (+1,254)	4,290 (+1,570)	7,337 (+2,267)	15,642 (+4,132)	98,362 (+23,052)

3 1 基本使用料（980円）を段階的に引き上げる案。
 回目：2 改定毎の使用料単価は異なるが、
 改定で基本使用料単価を150円にする。

（下段は現行との増減）

下水道使用料金表（現行）

1か月料金計算・消費税及び地方消費税別

区分	基本排出量	基本使用料	超過使用料（1 m ³ につき）	
			超過排出量	使用料
一般用	5 m ³ 以下	428円	6～10 m ³	60円
			11～20 m ³	78円
			21～40 m ³	97円
			41～100 m ³	117円
			101～500 m ³	145円
			501 m ³ 以上	184円
公衆浴場用	10 m ³ 以下	364円	11～100 m ³	一般用で算出した額の1/2
			101 m ³ 以上	一般用で算出した額の1/4

※ 消費税及び地方消費税を加算した後10円未満切り捨て

水道の料金体系に合わせ
公衆浴場用は廃止する

下水道使用料金表（1回目の改定後）

1か月料金計算・消費税及び地方消費税別

案④-4

区分	基本使用料	超過使用料（1 m ³ につき）	
		超過排出量	使用料
汚水	610円	1～5 m ³	42円
		6～10 m ³	62円
		11～20 m ³	81円
		21～40 m ³	101円
		41～100 m ³	122円
		101～500 m ³	151円
		501 m ³ 以上	191円

※ 消費税及び地方消費税を加算した後10円未満切り捨て

案④-5

区分	基本使用料	従量使用料（1 m ³ につき）	
		超過排出量	使用料
汚水	500円	1～5 m ³	44円
		6～10 m ³	65円
		11～20 m ³	85円
		21～40 m ³	106円
		41～100 m ³	128円
		101～500 m ³	158円
		501 m ³ 以上	201円

※ 消費税及び地方消費税を加算した後10円未満切り捨て

県内自治体との使用料比較（税抜）

1か月20㎡使用した場合

順位	事業体	下水道使用料
1	小牧市	1,438
2	刈谷市	1,500
3	安城市	1,500
—	大府市(改定前)	1,500
4	岩倉市(現行)	1,508
5	常滑市	1,550
6	瀬戸市	1,600
7	碧南市	1,600
8	高浜市	1,600
9	田原市	1,600
10	犬山市	1,610
11	名古屋市	1,640
12	大府市①R4	1,650
—	知立市(改定前)	1,650
13	阿久比町	1,700
14	武豊町	1,700
15	幸田町	1,700
—	西尾市(改定前)	1,700
16	東海市	1,750
—	春日井市(改定前)	1,750
17	扶桑町	1,754
—	大口町(改定前)	1,754
—	江南市(改定前)	1,800
18	豊田市	1,800
19	みよし市	1,800
20	東郷町	1,800
21	豊川市	1,810
22	一宮市	1,836
23	岡崎市	1,850
—	大府市②R7	1,850
—	半田市(改定前)	1,850
	岩倉市(改定案④-5 改定1)	1,895
24	西尾市R4	1,900
25	日進市	1,900
	岩倉市(改定案④-4 改定1)	1,940
26	豊明市	1,950

順位	事業体	下水道使用料
27	北名古屋市	2,000
28	長久手市	2,000
29	豊山町	2,000
30	知多市	2,020
31	大口町R5	2,060
32	豊橋市(公下)	2,070
33	蒲郡市	2,090
34	知立市 R5	2,150
35	稲沢市	2,200
36	尾張旭市	2,200
37	大治町	2,200
—	春日井市①R3	2,250
38	半田市 R5	2,250
	岩倉市(改定案④-5 改定2)	2,260
	岩倉市(改定案④-4 改定2)	2,295
39	江南市①R5	2,335
—	一宮市R6.10	2,345
40	あま市	2,400
41	東浦町	2,550
42	新城市	2,600
43	清須市	2,600
44	蟹江町	2,600
—	江南市②R9	2,620
	岩倉市(改定案④ 改定3)	2,640
45	春日井市②R4	2,650
46	津島市	2,821
47	愛西市	3,000
48	弥富市	3,000
49	設楽町	3,300
50	東栄町	3,300

※「愛知の下水道」にて公表された税込でのデータを割り戻して税抜額を算出しているため、実際の税抜額とは異なる場合があります。